

.19 西審国第15号
平成20年2月7日

西東京市長 坂口 光治 殿

西東京市国民健康保険運営協議会
会長 清水 文子

諮問第2号に対する答申書

平成19年12月21日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

諮問事項

平成20年度 国民健康保険料の見直し

答申事項

1 保険料率など

基礎賦課額の所得割

100分の5.20 を 100分の4.00に

基礎賦課額の被保険者均等割

20,000円 を 14,700円に

基礎賦課額の賦課限度額

530,000円 を 440,000円に改正し、

新たに後期高齢者支援金等賦課額として

後期高齢者支援金等賦課額の所得割 100分の1.20

後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割 5,300円

後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額 120,000円

により賦課する。

なお、制度改正に伴う激変緩和措置等については、法令等の基準に従い、適正に処理すること。

2 答申の理由

これまで国民健康保険被保険者のうち75歳以上の老人保健（医療）の対象となる被保険者の療養給付等の経費については、基礎賦課額のなかから老人保健拠出金として負担することとされていましたが、平成20年4月実施の医療制度改革により、都道府県を単位とした全市区町村が加入する後期高齢者医療広域連合が医療保険者となり、高齢者の方が加入することとなりました。これによって、国民健康保険等の各医療保険者は、75歳以上の後期高齢者の療養給付等の経費のうち法令で定められた基準に従い算定された額を後期高齢者支援金及び事務費拠出金として広域連合に支出することとなります。

後期高齢者支援金等賦課額は、法令で基礎賦課額とは別に規定され、賦課限度額も異なることから、西東京市の国民健康保険料においても新たに後期高齢者支援金等賦課額として料率等を設定しました。

料率等の設定については、大きな制度改正にあたり、急激な保険料の変更は被保険者の混乱を招く恐れもあるため、現行の料率を振り分けることにより、各所得階層で負担増とならないようにしました。しかしながら、厳しい国民健康保険の財政状況を勘案し、賦課限度額については、法令の趣旨に鑑み、全体として3万円の引き上げをおこなうこととしました。

「付帯意見」

- 1 保険料の賦課方式は、現在4方式を採用しているが、資産割、応能・応益割合のあり方について引き続き調査・検討し、将来的に見直しを図る必要がある。
- 2 国保財政の健全化及び負担の公平性の観点から徴収率の向上を図ること。
- 3 被保険者の負担軽減及び一般会計の負担縮減を図るため国・東京都へ補助金の増額を要望すべきである。